

## 令和 5 年度神奈川地域森林計画の変更の概要について

令和 4 年 12 月に策定した神奈川地域森林計画（計画期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで）について、森林法第 5 条第 5 項に基づき、次のとおり変更を行う。

### 1 全国森林計画策定に伴う変更

令和 5 年 10 月 13 日に策定された全国森林計画において、情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえて記載内容が変更された。それに伴い、地域森林計画において次のとおり対応を行う。

なお、地域森林計画の内容は全国森林計画に即している必要があるが、今回の変更内容の反映時期については、各県の施策の方向性及び地域的な特性を踏まえて検討することとされているため、必ずしもすべての内容の即時反映を必要とはしない。

全国森林計画の変更内容	地域森林計画の対応 (○：今回記載する △：すでに現行計画に反映されている □：今回の記載は見送り、樹立時等に検討する)
<b>(1) 高度な森林資源情報の整備・活用</b>	
航空レーザ測量等による高度な森林情報の活用、公表など、記述を追加。	○ 「Ⅲ部 3 林業経営及び担い手に関する事項」に記述を追加。 <div style="text-align: right;">新旧対照表 P 8 変更案 P 55</div>
<b>(2) 盛土等の安全対策の適切な実施</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止に関する記述を追加</li> <li>・森林法施行令の改正（令和 4 年 9 月）を踏まえ、太陽光発電設備を設置する際の留意事項に関する記述を追加。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">（盛土等に伴う災害の防止に関して）</p> <p>□ 県内の盛土規制法に係る規制区域が現時点で未設定であること、また林地開発に関して、林野庁から盛土規制法の技術的基準への適合に係る関連通知がされていないことから、現時点の変更は行わない。</p> <p style="text-align: center;">（太陽光発電設備設置に関して）</p> <p>○ 「Ⅲ部 5 森林の土地の保全に関して留意すべき事項」に設備を設置する際の留意事項に関する記述追加。 <div style="text-align: right;">新旧対照表 P 10 変更案 P 59</div></p>
<b>(3) 林業労働力の確保の促進</b>	
林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等林業に従事する者の確保に関する記述を追加。	<p>○ 「Ⅲ部 3 林業経営及び担い手に関する事項」に女性等の参画についての記述を追加。 <div style="text-align: right;">新旧対照表 P 9 変更案 P 56</div></p> <p>□ 外国人材受け入れに関しては、本県の状況を踏まえ、安全面での配慮を検討する必要があることから、現時点の変更は行わない。</p>

(4) 花粉症発生源対策の加速化	
花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの等の促進や、花粉の少ない苗木の植栽に関する記述を追加。	□ 花粉発生源対策については「神奈川県花粉発生源対策10か年計画」に基づきすでに実施していることが現行計画に記載されている。伐採・植替え等の加速化については、今後示される林野庁の施策の内容によって記載内容を検討する。 <div style="text-align: right;">変更案P15,40</div>
(5) 木材合法性確認の取組強化	
令和5年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施等記述を追加。	△ すでに現行計画に反映されている。 <div style="text-align: right;">変更案P57</div> 県内で生産している木材はすべて「かながわ県産木材産地認証制度」のなかで合法性が確認されており、その後の製材過程も認証された製材会社が行っていることから、流通している県産木材はすでに合法性が証明されている。

## 2 その他変更

### (1) 林道開設・改良計画の変更

- ・ 県営林道「和田山明神線（仮称）」の路線名を「桜尾線」と決定し、また当林道の開設区間の見直しを行ったことに伴い、全体延長、計画期間内の延長等を変更した。  

新旧対照表P6 変更案P52
- ・ 相模原市の路網整備計画の変更により、「改良または舗装すべき林道」に相模原市営林道を一部追加し、また改良箇所等を変更した。  

新旧対照表P7 変更案P54

※ 国の補助を受けて林道改良事業を行うためには当該林道が地域森林計画に「改良または舗装すべき林道」として位置づけられている必要がある。

### (2) 森林面積の変更

- ・ 森林計画図上で判明した地域森林計画対象民有林の誤表記について訂正をしたことに伴い、地域森林計画対象民有林面積を変更する。  

新旧対照表P2～4 変更案P5～6,26

  
【地域森林計画対象民有林（変更前）78,972ha→（変更後）79,022ha】

※ 森林計画図を変更するのは、原則5年に1度の地域森林計画樹立年度のみであるが、市町村等による森林計画制度の運用や事業の実施、また林地開発制度上の許認可指導を行う際に支障となる事案があるため、今回は臨時的措置として変更を行う。

- ・ 森林法第2条に基づく森林のうち、国有林の面積について、林野庁所管外の森林を含めた面積に修正する。  

新旧対照表P2 変更案P5

  
【国有林面積（変更前）10,018ha→（変更後）10,407ha】